

令和8年度 岡山県水防協議会 次第

日 時 令和8年5月14日(木)

14時～16時

場 所 県庁3階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

岡山県水防計画の改定案について（資料1、資料2、資料3）

- ① 防災気象情報の改善による情報名称等の変更
- ② 水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更
- ③ 浸水想定区域等の指定に関する事項の変更
- ④ 重要水防箇所の見直し
- ⑤ その他軽微な事項の変更

4 講 話

(1) 『新たな防災気象情報について』

岡山地方气象台
台長 依岡 幸広 様

(2) 『水防法改正に伴う洪水予報の変更点について』

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所
総括保全対策官 清綱 保志 様

5 閉 会

岡山県水防協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 名	役 職 名	氏 名
会 長	岡山県知事	伊原木 隆太
委 員	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長	小平 剛弘
	岡山市長	大森 雅夫
	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部岡山支社長	林 秀樹
	岡山地方気象台長	依岡 幸広
	N T T 西日本株式会社岡山支店長	井上 喜徳
	中国四国管区警察局岡山県情報通信部長	幸村 博
	日本放送協会岡山放送局長	名越 章浩
	陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長	馬場 秀広
	岡山県議会議員	中塚 周一
	岡山大学准教授	本田 恭子
	岡山県女性防火クラブ連絡協議会会長	山本 文子
	岡山県市長会会長	栗山 康彦
	岡山県町村会会長	小倉 博俊
岡山県警察本部警備部長	松永 雄一	
岡山県危機管理監	後藤 博幸	

岡山県水防計画書の改定（概要版）

【議題①】 防災気象情報の改善による情報名称等の変更（資料 2 P.1 関連）

- ・ 令和 8 年度出水期から、以下のとおり新たな防災気象情報に改められ、各情報の発表基準も一部見直しとなる。
- ・ これに伴い、水防計画書に記載する防災気象情報の名称や発表基準等を修正する。

＜防災気象情報の変更＞

○現在

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）					
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報					
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害	
				指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）	土砂災害	高潮害	
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮特別警報	
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示		氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難		氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報						
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報						

名称に統一感がなく、分かりにくいいため
以下のとおり見直し

○変更後

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル 5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3 相当	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警戒情報	レベル3 土砂災害警戒情報	レベル3 高潮警戒情報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

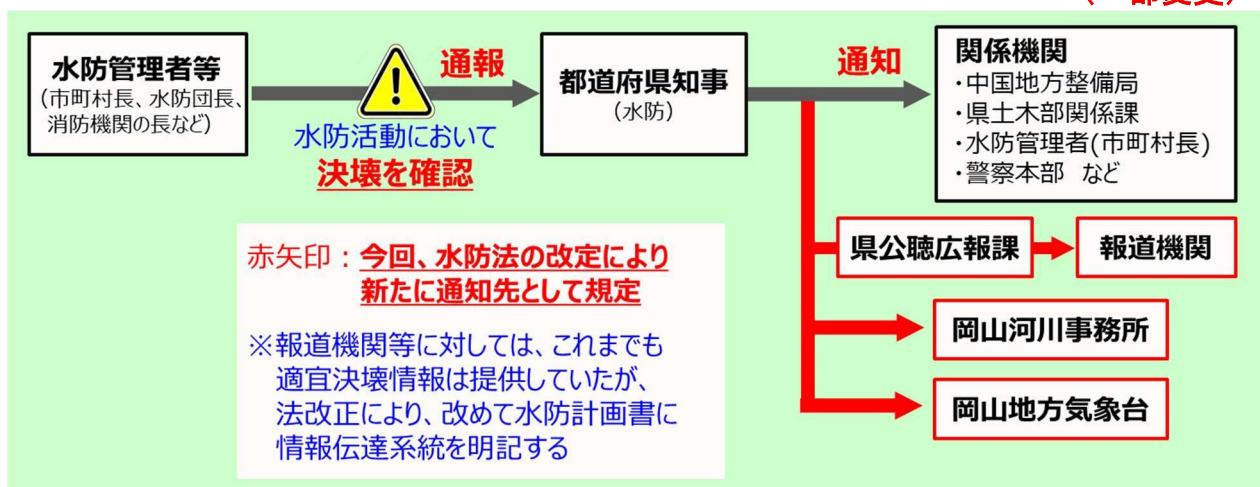
※ 各防災気象情報の発表基準も一部見直し

【議題②】水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更

●水防管理者等による決壊等の通報（資料2 P.2 関連）

- 水防管理者（市町村等）が目視等で決壊を確認した場合の通報フロー

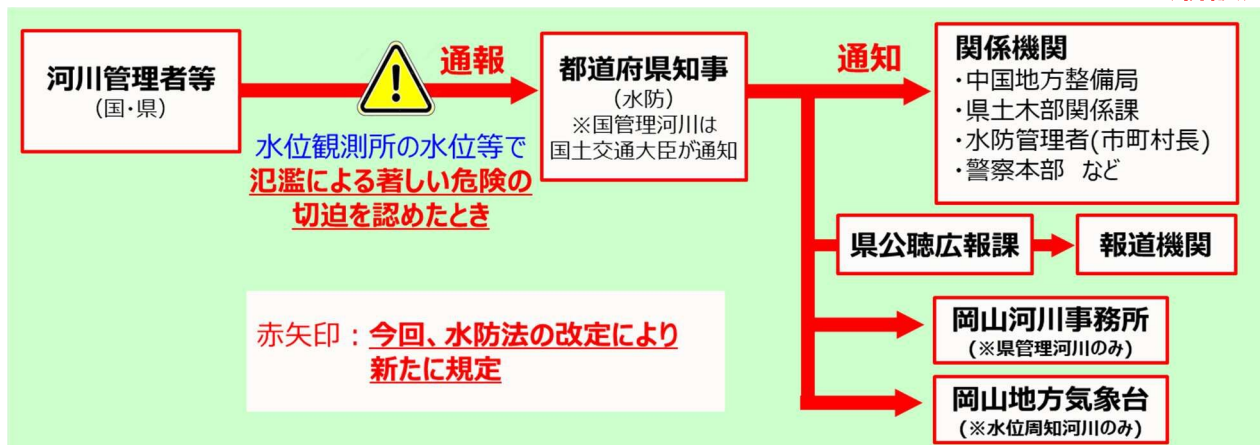
（一部変更）



●河川管理者等による氾濫等の通報（資料2 P.3~6 関連）

- 河川管理者等が水位観測所等の情報により、氾濫による著しい危険の切迫を認めたときの通報フロー

（新設）



※上記の「氾濫等の通報」は、国の示す運用指針と市町村への意見聴取を踏まえ、「洪水により相当な被害を生ずる恐れ」があり、「水位観測所等の情報により越水等の可能性を把握」することができる、洪水予報河川および水位周知河川を対象とする。

警戒レベル	基準水位	洪水予報河川 (国：6河川、県：3河川)	水位周知河川 (県：24河川)	
警戒レベル5 相当情報	氾濫発生/ 氾濫発生水位 (氾濫開始水位)	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報	氾濫等の通報（新設） ※洪水予報河川と水位周知河川を対象に、警戒レベル5に相当する水位（氾濫発生水位）を新たに水防計画に位置付け、この水位に到達した場合は、関係水防管理者等へ通知する。 ※レベル4相当までは、これまでも各水位に応じた通知を行っている。
警戒レベル4 相当情報	氾濫危険水位 (危険水位)	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	
警戒レベル3 相当情報	避難判断水位	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	

【議題③】 浸水想定区域等の指定に関する事項の変更（資料2 P.7 関連）

- ・ 県では、令和7年度末までに、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域及び中小河川を含む洪水浸水想定区域の指定が完了した。
- ・ これに伴い、各区域の指定状況等の事項を水防計画書に追記する。

【議題④】 重要水防箇所の見直し（資料2 P.8 関連）

- ・ 国管理河川及び県管理河川・海岸の重要水防箇所について、各管理者による見直し結果を水防計画書に反映する。

【議題⑤】 その他軽微な事項の変更（資料2 P.9 関連）

- ・ その他軽微な事項（連絡先や誤記の修正など）の変更を行う。

令和 8 年度岡山県水防協議会

説 明 資 料

岡 山 県

防災気象情報の改善に伴う情報名称等の変更

法律等の変更事項

令和8年度水防計画書の主な変更点

<防災気象情報の変更>

○現在

警戒レベル			現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報				
			洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5	災害発生は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難*	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当 氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当			

名称に統一感がなく、分かりにくい
以下のとおり見直し

○変更後

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

<防災気象情報の主な変更点>

- ① 防災気象情報を対象災害ごと（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）の情報として整理し、5段階の警戒レベルにあわせて発表（例：レベル2＝注意報、レベル3＝警報）
- ② 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表（例：レベル4大雨危険警報等）
- ③ 警戒レベル4相当の情報として「危険警報」を新設
- ④ これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報、注意報の発表は行わず、大雨の予報・警報と一体化する。
- ⑤ レベル3高潮警報、レベル2高潮注意報は、潮位による基準を設定せず、浸水被害のおそれがある状況となる高さ（レベル4高潮危険警報基準）からリードタイムをとって発表

・左記①～③の変更を受け、防災気象情報と水防体制の関係表を修正する。（赤字：修正箇所）

体制	防災気象情報	水防本部による伝達先	危機管理課による伝達先
注 意 体 制	レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報	道路整備課、各ダム(統合)管理事務所	各県民局・地域事務所、耕地課、治山課、防災砂防課
	レベル2土砂災害注意報	道路整備課	各県民局・地域事務所、耕地課、治山課、防災砂防課
	レベル2高潮注意報	港湾課、各県民局・地域事務所	
警 戒 体 制	津波注意報	道路整備課、港湾課	備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、防災砂防課、企業局施設課
	レベル3大雨警報 レベル4大雨危険警報 レベル3氾濫警報	監理課、道路整備課、各ダム(統合)管理事務所、港湾課(※注3)	各県民局・地域事務所、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、農政企画課、[農産課]、耕地課、治山課、水産課、防災砂防課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、[教育庁財務課]
	レベル4氾濫危険警報		各県民局・地域事務所、公聴広報課、政策推進課、総務学事課、県民生活課、環境企画課、保健医療課、福祉企画課、産業企画課、農政企画課、監理課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、警察本部警備課
	レベル3土砂災害警報 レベル4土砂災害危険警報	監理課、道路整備課	各県民局・地域事務所、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、農政企画課、[農産課]、耕地課、治山課、水産課、防災砂防課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、[教育庁財務課]
	レベル3高潮警報 レベル4高潮危険警報	道路整備課、港湾課	備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、公聴広報課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、防災砂防課、企業局施設課
津波警報		備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、公聴広報課、総務学事課、県民生活課、環境企画課、保健医療課、福祉企画課、産業企画課、農政企画課、水産課、監理課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、警察本部警備課	

・左記④の変更を受け、岡山地方気象台が発表する洪水警報、洪水注意報の発表基準を削除し、レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報及びレベル4大雨危険警報の発表基準を修正・追加する。

(レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報の発表基準の例：高梁地域)

1 レベル2大雨注意報基準				
市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準
高梁地域	高梁市	○	高梁川流域=○ 成羽川流域=○	成羽川流域=(○,○)

2 レベル3大雨警報基準				
市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準
高梁地域	高梁市	○	高梁川流域=○ 成羽川流域=○	○川流域=(○,○)

3 レベル4大雨危険警報基準				
市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	
高梁地域	高梁市	○	高梁川流域=○ 成羽川流域=○	

各基準値は、5月下旬頃に岡山地方気象台から示される予定（詳細は気象台講話を参照）

・左記⑤の変更を受け、岡山地方気象台が発表する高潮警報、高潮注意報の発表基準を削除し、レベル4高潮危険警報の発表基準を追加する。

(レベル4高潮危険警報の発表基準の例：東備地域)

4 レベル4高潮危険警報基準		
市町村をまとめた地域	市町村	潮位
東備地域	備前市	○.0m

各基準値は、5月下旬頃に岡山地方気象台から示される予定（詳細は気象台講話を参照）

水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更【1】

法律等の変更事項

○水防管理者等による決壊等の通報（水防法第25条）**【赤字：新規追加(R7.12)】**

＜水防法第25条第1項＞

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

＜水防法第25条第2項＞

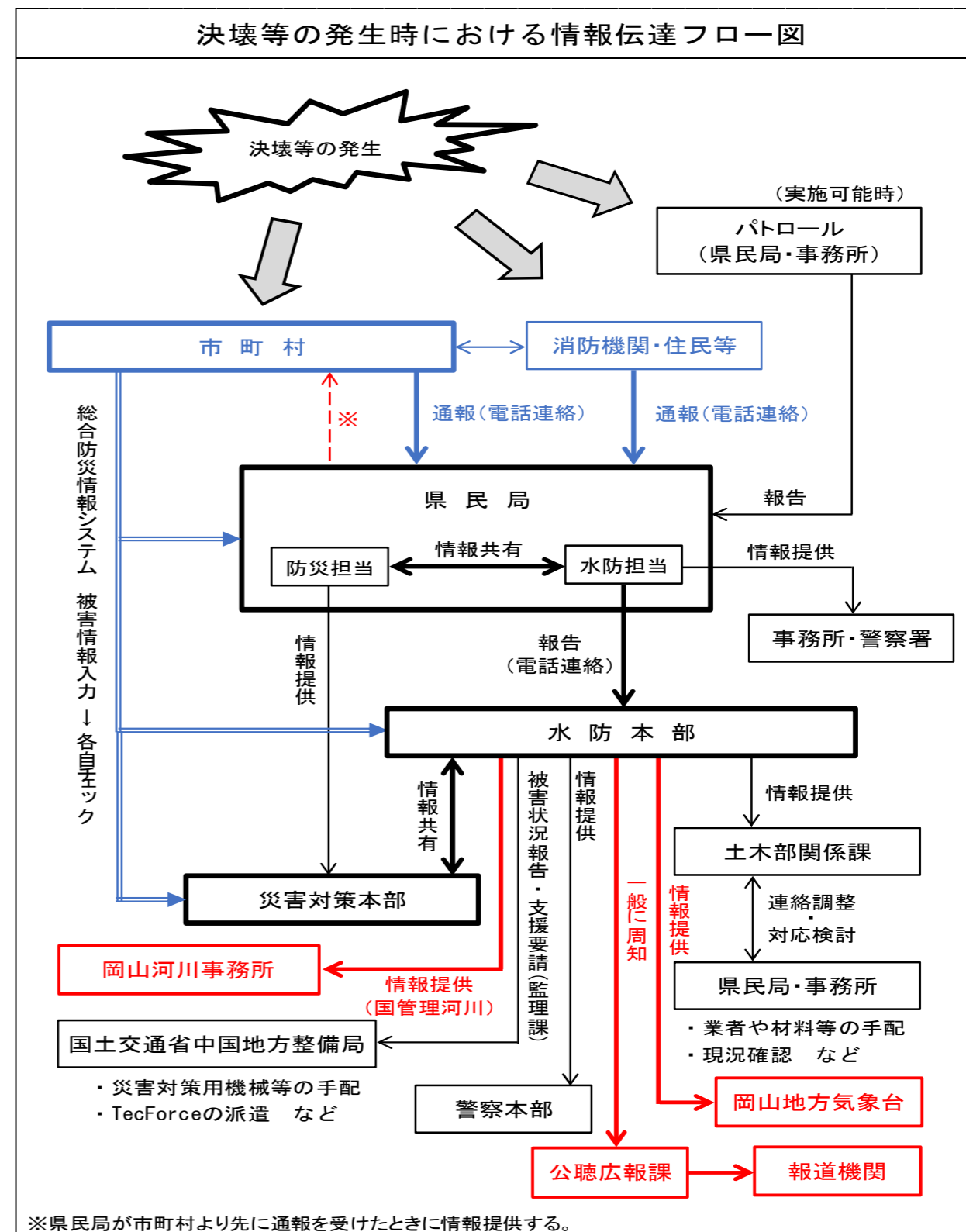
前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

＜水防法第25条第2項の要旨＞

- ① 堤防等の決壊を目視などにより確認した水防管理者等は、水防法第25条第1項の規定により、直ちに都道府県知事等に通報することとされている。
これに加え、水防法第25条第2項の新設により、通報を受けた都道府県知事がその情報を通知すべき関係機関について明文化された。

令和8年度水防計画書の主な変更点

- これまで、水防法第25条第1項に基づく通報（下図：青字）に加え、岡山県が独自に定める連絡系統（下図：黒字）で決壊等の情報の周知を図ってきた。
- 左記①の変更を踏まえ、これまでの連絡系統に加え、新たに水防法第25条第2項に基づく通知先（下図：赤字）を追加する。



※県民局が市町村より先に通報を受けたときに情報提供する。

注) 事務所：地域事務所・水島港湾事務所

水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更【2】

法律等の変更事項

○河川管理者等による氾濫等の通報（水防法第24条の2）**[赤字：新規追加(R7.12)]**

＜水防法第24条の2第1項＞

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

＜水防法第24条の2第2項＞

前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

＜水防法第24条の2の要旨＞

- 前ページの水防法第25条の規定による「水防管理者等が、決壊等が発生したことを目視等により確認した場合」の周知だけでなく、水位計等の情報により、「河川管理者等が氾濫による著しい危険が切迫している」と認めた場合にも、その状況の周知を行う旨を規定したもの。

＜国の示す「氾濫等の通報に係る運用指針」＞

- 緊急安全確保措置の指示等を行う市町村長が、「相当な損害」が生じると考える氾濫（住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫（※））が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

※ 命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な氾濫

- 河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報（※）」と併せ、観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報（※）」も基本として活用する。

※ 確認情報：巡視や河川カメラにより、越水及び破堤等の発生を確認した情報

計測情報：水位観測所等の水位が、越水発生の可能性が想定される「氾濫発生水位」に到達した情報 など

＜岡山県の方針（案）＞

- 上記、国の示す運用指針と、市町村への意見聴取結果を踏まえ、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあり、水位観測所等の計測情報により越水等の可能性を把握することができる「洪水予報河川（国・県）」及び「水位周知河川（県）」を通報の対象とする。

※ 洪水予報河川および水位周知河川の詳細は次ページ以降に示す

令和8年度水防計画書の主な変更点

- 左記①を踏まえ、河川管理者による氾濫等の通報の対象とする区域、基準、通報担当官署等を新たに定める。（赤字：修正箇所）

（区域の設定例：国管理河川 吉井川）

河川名	区域		
吉井川	区域①	左岸 岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先 右岸 岡山県和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先	から海まで

（基準及び通報担当官署等の設定例：国管理河川 吉井川）

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
吉井川	区域①	御休 水位観測所	岡山市東区 一日市	・氾濫発生水位（9.59m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市 備前市
		津瀬 水位観測所	和気郡和気 町津瀬	・氾濫発生水位（10.69m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 備前市 赤磐市 和気町
		乙子 排水機場	岡山市東区 乙子	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市
		永江川 排水ポンプ場	岡山市東区 乙子	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		川口 排水機場	岡山市東区 西大寺川口	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市
		千田川 排水機場	瀬戸内市 邑久町福中	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市

水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更【3】

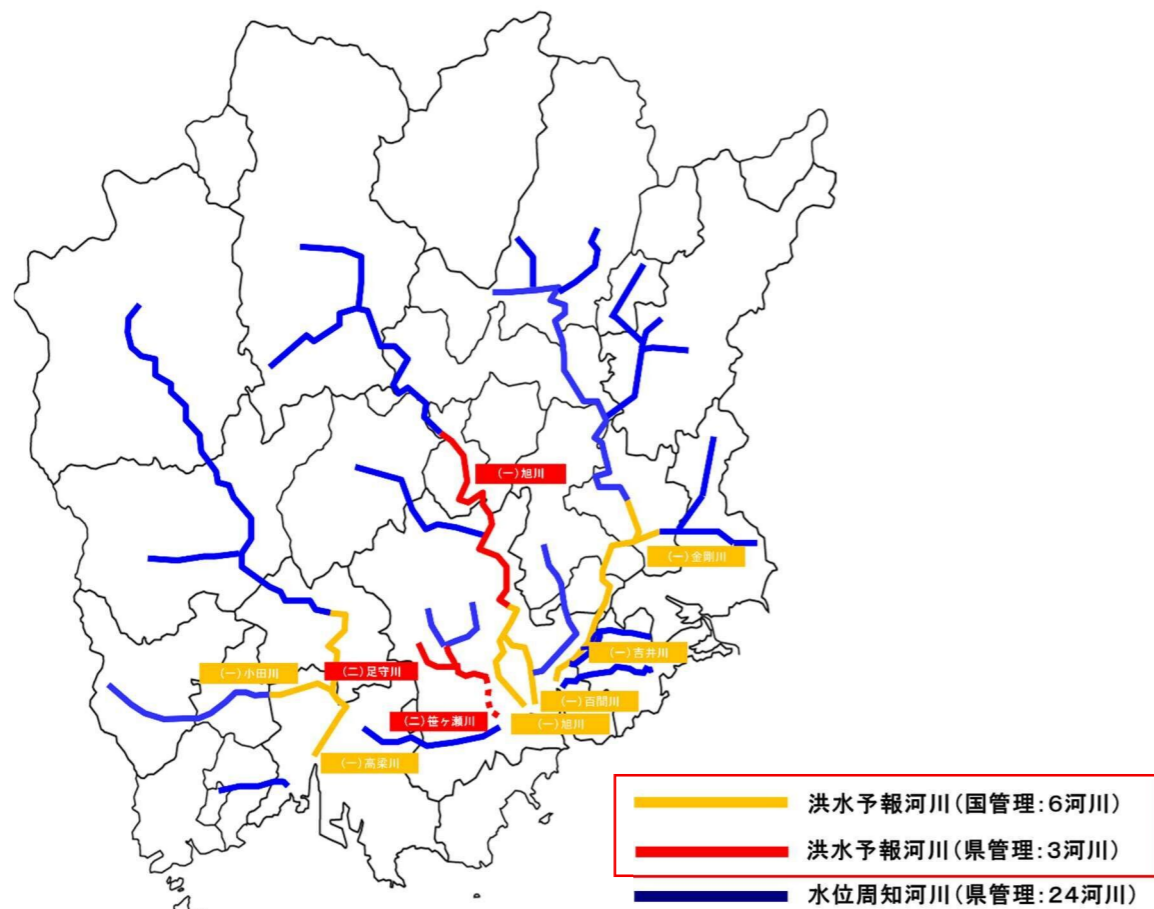
法律等の変更事項

<変更の概要>

- ① 前ページ (P.3) に示すとおり、洪水予報河川において「氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき」に、その状況の周知を行うものとする。
具体的には、水位観測所における水位が予め定める「氾濫発生水位」に到達したとき、国または県は気象台と共同で「レベル5 氾濫発生情報」を関係機関に通知する。

(参考) 洪水予報河川とは

- 水防法の規定により、国または県は、流域面積が大きく洪水予測が可能な河川のうち、洪水により相当な被害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定している。
- 洪水予報河川においては、気象台の雨量予測を基に対象河川の水位予測を行い、基準となる水位を超える予測となったとき、国または県と気象台が共同して洪水予報を発表し、沿川住民の迅速な避難や被害軽減に役立てることとしている。
- これまで、洪水予報の基準(右記参照)に従い、レベル2～5に相当する情報を通知してきたが、これに加えて水位観測所における水位が予め定める「氾濫発生水位」に到達したときにも、新たに通知することとなる。



《参考》県内における洪水予報河川及び水位周知河川

令和8年度水防計画書の主な変更点

- 左記①を踏まえ、洪水予報の基準を以下の表記に改めるとともに、各洪水予報河川(国・県)において、氾濫発生水位を定める。(赤字: 修正箇所)

(洪水予報の基準)

情報名	基準
レベル5 氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル4 氾濫危険警報	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に到達したとき。
レベル3 氾濫警報	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報 解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所(備前県民局)と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

国の示す「水防計画の手引き(都道府県版)(案)」に準拠

(氾濫発生水位の設定例: 旭川、百間川(国管理河川))

管	河川	観測所	所在地	樹冠橋水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	計画水位
岡山河川事務所	旭川	下牧	岡山市北区下牧	4.30m	6.70m	7.60m	8.40m	12.36m	-
		三野	三野	5.20m	6.80m	7.10m	7.60m	10.06m	9.500m
		相生橋	内山下	2.20m	4.30m	4.70m	5.20m	6.23m	6.310m
	百間川	原尾島橋	中区原尾島	4.10m	4.60m	6.10m	6.80m	8.75m	7.400m

水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更【4】

法律等の変更事項

<変更の概要>

- ① 前ページ (P.3) に示すとおり、洪水予報河川において「氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき」に、その状況の周知を行うものとする。

令和8年度水防計画書の主な変更点

- ・左記①を踏まえ、洪水予報河川における「レベル5氾濫発生情報」の通知様式を、以下のとおり新たに定める。

(発表様式の例：県管理河川 笹ヶ瀬川・足守川)

演習

ささがせがわすいけいささがせがわ・あしもりがわ
笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川
レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川洪水予報 第1号
 令和08年04月16日 15時50分
 岡山県 岡山地方気象台 発表

(見出し)
 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川では、氾濫が発生しているおそれ
 氾濫のおそれがある区間：
 笹ヶ瀬川笹ヶ瀬基準観測所受け持ち区間

(主文)
【警戒レベル5相当】 笹ヶ瀬基準観測所(岡山市)受け持ち区間
 災害が発生しているおそれがあります。笹ヶ瀬川の笹ヶ瀬基準観測所(岡山市)では、
 「氾濫発生水位」に到達しました。笹ヶ瀬川では既に氾濫が発生している可能性があ
 り、岡山市、倉敷市では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情
 報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】 南崎基準観測所(岡山市)受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。足守川の南崎基準観測所(岡山市)では、
 「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難
 指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。足守川では堤防決
 壊等による氾濫のおそれがあり、岡山市、倉敷市、都窪郡早島町では浸水するおそれ
 があります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって
 ください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

新着・更新			新着		
基準観測所			笹ヶ瀬		
対象河川			笹ヶ瀬川		
新着・更新	警戒レベル()相当		5		3
	水位又は流量	現況	5	氾濫しているおそれ	3
		予測			レベル3水位超過
新着	岡山市	5		3	
新着	倉敷市	5		3	

国の示す「水防計画の手引き(都道府県版)(案)」に準拠

水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更【5】

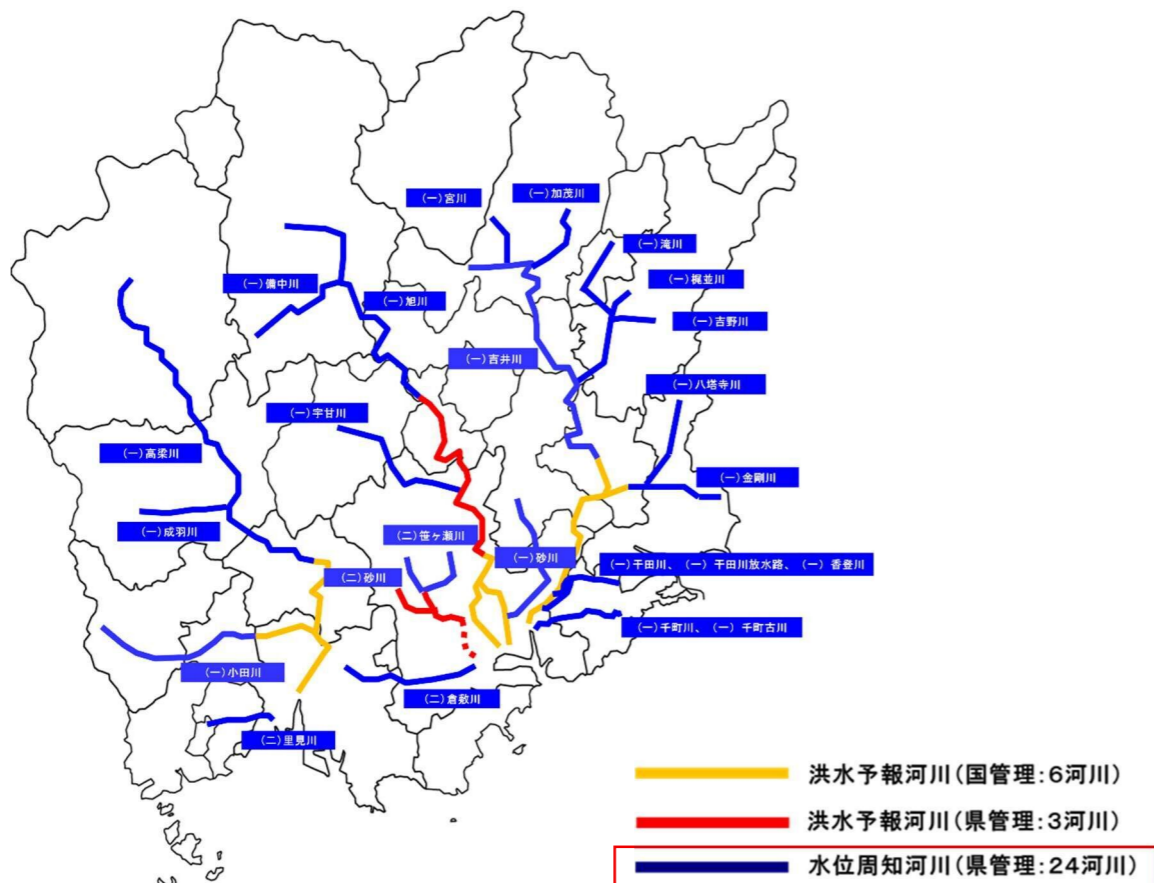
法律等の変更事項

<変更の概要>

- ① 前ページ (P.3) に示すとおり、水位周知河川において「氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき」に、その状況の周知を行うものとする。
 具体的には、水位観測所における水位が予め定める「氾濫発生水位」に到達したときもしくは氾濫発生を目視等で確認した場合は、河川管理者（県）は「レベル5氾濫発生情報」を関係機関に通知する。

(参考) 水位周知河川とは

- 水防法の規定により、県は、流域面積が小さく洪水予測を行う時間的余裕がない河川のうち、洪水により相当な被害を生じるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定している。
- 水位周知河川は、洪水予報河川のように雨量等から水位予測するのではなく、水位が基準となる水位に到達したことをもって県がその旨を関係機関に周知し、沿川住民の迅速な避難や被害軽減に役立てることとしている。
- これまで、避難判断水位への到達でレベル3相当の氾濫警戒情報、氾濫危険水位への到達でレベル4相当の氾濫危険情報を通知してきたが、これに加えて氾濫発生水位への到達もしくは氾濫発生を目視等で確認した場合は、「レベル5氾濫発生情報」を新たに通知することとなる。



《参考》県内における洪水予報河川及び水位周知河川

令和8年度水防計画書の主な変更点

- 左記①を踏まえ、水位情報の通知及び周知に係る発表基準を以下の表記に改めるとともに、各水位周知河川における氾濫発生水位及びレベル5氾濫発生情報の周知伝達系統図を新たに定める。(赤字：修正箇所)

(水位情報の通知及び周知に係る発表基準)

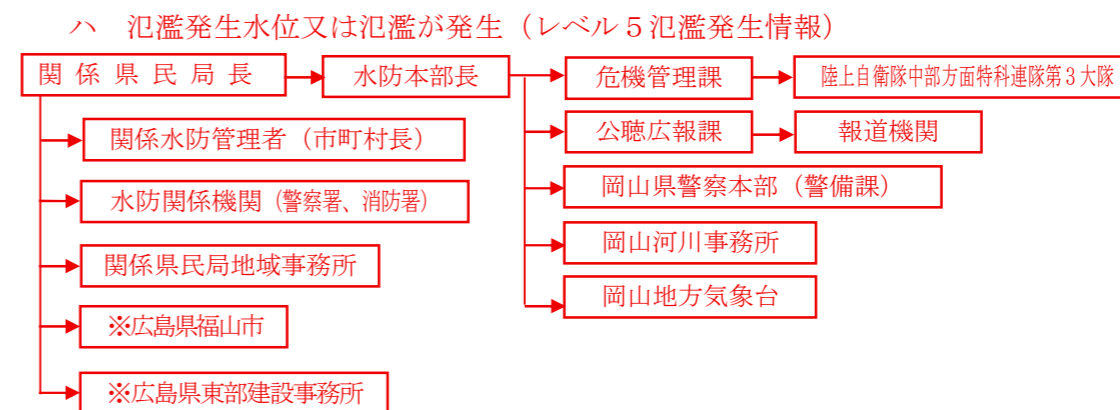
県知事が行う水位情報の周知は、関係県民局長が行うものとする。
 関係県民局長は、河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び氾濫発生水位に達したとき又は氾濫が発生したときは（3）の周知伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする。(法12、13)

(氾濫発生水位の設定例：吉井川)

()：水防警報で通知する水位

河川名	観測所	位置	水位観測点	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫警戒水位	氾濫発生水位	担当県民局長	通報先河川管理者
一級河川水系 吉井川	吹屋町	津山市吹屋町	(1.60m)	(2.20m)	2.20m	3.20m	5.20m	美作	津山市美作町
	小 柁	津山市小柁	(2.00)	(3.20)	5.20	6.40	7.60	美作	津山市美作町
	塚 角	久米郡美咲町塚角	(2.40)	(4.10)	4.20	5.90	9.30	美作 備前	美作町 赤穂市
	周 匝	赤磐市周匝	(2.50)	(3.50)	3.70	6.20	8.70	備前 美作	赤穂市 美作町
	佐 伯	和気郡和気町矢田	(2.80)	(5.00)	6.60	8.80	11.00	備前	赤穂市

(周知伝達系統図)



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 (福山市危機管理防災課 TEL:084-928-1228、FAX:084-926-0845)
 (広島県東部建設事務所 TEL:084-921-1311、FAX:084-931-9236)

浸水想定区域等の指定に関する事項の変更

法律等の変更事項

令和8年度水防計画書の主な変更点

<変更の概要>

- ① 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域及び中小河川を含めた洪水浸水想定区域の指定が、令和8年3月に完了した。

・左記①を踏まえ、各浸水想定区域等の指定状況を、以下のとおり追加する。(赤字：修正箇所)

(高潮浸水想定区域の指定状況)

公表HPアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/758511.html>

区 域	指定日	関係市町村
岡山沿岸 (兵庫県境～広島県境)	令和8年3月17日	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町

(津波災害警戒区域の指定状況)

公表HPアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/1024353.html>

区 域	指定日	関係市町村
岡山沿岸 (兵庫県境～広島県境)	令和8年3月17日	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、里庄町

(洪水浸水想定区域の指定状況)

公表HPアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/548036.html>

○一級河川 (例：吉井川)

水系名	河川名	指定日 (変更日)	関係市町村
吉井川	吉井川 (広戸川、皿川、久米川、香々美川)	令和2年10月2日 (令和3年10月1日)	津山市、赤磐市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、美咲町
	宮川 (横野川)	令和2年10月2日 (令和3年10月1日)	津山市
	加茂川	令和2年10月2日	津山市
	吉野川	平成30年3月16日	美作市、和気町、勝央町、美咲町
	梶並川	平成30年3月16日	美作市、勝央町
	滝川	平成30年3月16日	美作市、勝央町、奈義町
	金剛川	令和2年6月12日	備前市、和気町
	八塔寺川	令和2年6月12日	備前市、和気町
	千町川、千町古川	令和3年5月31日	岡山市、瀬戸内市
	千田川、千田川放水路、香登川	令和3年5月31日	岡山市、備前市、瀬戸内市
	吉井川・宮川・千町川・千田川流域 中小河川	令和7年5月23日 (令和8年3月30日)	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、鏡野町、久米南町、美咲町
	加茂川・広戸川流域中小河川	令和7年5月23日	津山市、勝央町
	吉野川・梶並川・滝川流域中小河川	令和7年5月23日	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町
	金剛川・八塔寺川流域中小河川	令和7年5月23日	備前市、和気町

重要水防箇所の見直し

法律等の変更事項

<重要水防箇所の見直し内容>

- ① 国管理河川の重要水防箇所は、堤防高の評価見直し等の理由により見直した。
- ② 県管理河川の重要水防箇所は、陸閘の廃止により見直した。
- ③ 県管理海岸の重要水防箇所は、陸閘の新設により見直した。

(参考) 重要水防箇所とは

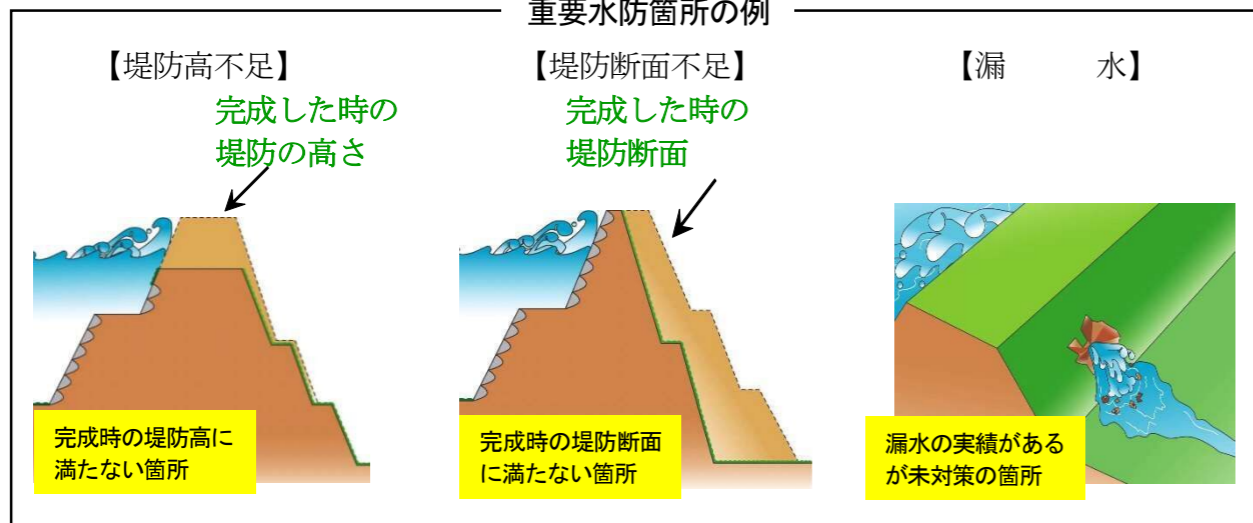
重要水防箇所とは、堤防高が低い箇所、堤防断面の不足する箇所、漏水箇所、陸閘が設置されている箇所などを、洪水、高潮等の際、水防上特に注意を要する箇所として、県水防計画に定めるものである。

市町村は、水防活動時には、この重要水防箇所を重点的に巡視・点検し、異常を発見した場合、直ちに水防作業を開始しなければならない。

評 定 項 目	評 定 基 準
堤防高	堤防は計画どおりの高さかどうか
堤防断面	堤防断面は計画どおり確保されているかどうか
法崩れ・すべり	法崩れやすべりの実績がある箇所、その対策が取られているか
漏水	漏水の実績がある箇所、その対策が取られているか
水衝・洗掘	流水により深掘りされる部分の対策がとられているか
浸水リスク	既往洪水で、外水による家屋の浸水被害が発生し、水防上注意が必要な箇所、所要の対策が取られているか

※その他「要注意区間」として、出水期中の工事箇所、築造後3年以内の新堤防、陸閘設置箇所等がある。

重要水防箇所の例



令和8年度水防計画書の主な変更点

・左記①～③を踏まえ、国管理河川及び県管理河川・海岸の重要水防箇所について、以下のとおり修正する。(赤字：修正箇所)

○現在 重要水防箇所総括表

区分 水系	県		国土交通省		計	
	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
吉井川	381箇所	58,765m	172箇所	27,317m	553箇所	86,082m
旭川	335箇所	89,295m	119箇所	14,876m	454箇所	104,171m
高梁川	251箇所	61,070m	167箇所	43,733m	418箇所	104,803m
その他の水系	249箇所	69,410m	—	—	249箇所	69,410m
海岸	761箇所	0m	—	—	761箇所	0m
合計	1,977箇所	278,540m	458箇所	85,926m	2,435箇所	364,466m

○変更後 重要水防箇所総括表

区分 水系	県		国土交通省		計	
	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
吉井川	381箇所	58,765m	181箇所	33,220m	562箇所	91,985m
旭川	335箇所	89,295m	130箇所	17,897m	465箇所	107,192m
高梁川	250箇所	61,070m	168箇所	43,383m	418箇所	104,453m
その他の水系	249箇所	69,410m	—	—	249箇所	69,410m
海岸	762箇所	0m	—	—	762箇所	0m
合計	1,977箇所	278,540m	479箇所	94,500m	2,456箇所	373,040m

その他軽微な事項の変更

法律等の変更事項	令和8年度水防計画書の主な変更点
<p><変更の概要></p> <ul style="list-style-type: none">・その他軽微な事項（連絡先や誤記の修正など）を変更	<ul style="list-style-type: none">・新旧対象表を参照